

山梨県公報

第五百六十四号

令和七年

五月二十二日

木 曜 日

目 次

告 示

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託……………	二五五
○道路の区域変更……………	二五五
人事委員会……………	
○山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………	二五五
公安委員会……………	
○運転免許取得者等教育実施者の代表者の氏名の変更の届出……………	二五六
○指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………	二五六
○運転免許取得者等検査機関の代表者の氏名の変更の届出……………	二五六

告 示

山梨県告示第五百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。
令和七年五月二十二日

- 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎
- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 公益財団法人山梨県国際交流協会 山梨県甲府市朝気一丁目二番二号
 - 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出 山梨県外人地域生活サポートー設置事業に係るサポートーへの活動費
 - 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日
 - 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和七年六月十二日まで一般の縦覧に供する。
令和七年五月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中央市浅利字沼久保三三八番三地从先から中央市浅利字沼久保五一四番一地从先まで	旧	一五・六〃	二七・〇	二四七・四
	新	一五・六〃	一八・六	二四七・四

人事委員会

山梨県人事委員会訓令第二号

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年五月二十二日

山梨県人事委員会 委員長 中 島 琢 雄

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令
山梨県人事委員会事務専決規程（昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中第三十九号を第四十一号とし、第三十八号を第四十号とし、第三十七号を第三十九号とし、第三十六号の次に次の二号を加える。
- 職員勤務時間条例に基づく承認等に関すること。
 - 職員勤務時間規則に基づく承認等に関すること。

附 則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十二号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）
第七条第一項の規定により、株式会社協同社から代表者の氏名の変更の届出があったの
で、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 飯 室 元 邦

一 変更後の代表者の氏名 清水 千学

二 変更年月日 令和七年四月一日

山梨県公安委員会告示第五十三号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規
定により、株式会社協同社から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の
規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 飯 室 元 邦

一 変更後の代表者の氏名 清水 千学

二 変更年月日 令和七年四月一日

山梨県公安委員会告示第五十四号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第
八条第一項の規定により、株式会社協同社から代表者の氏名の変更の届出があったの
で、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 飯 室 元 邦

一 変更後の代表者の氏名 清水 千学

二 変更年月日 令和七年四月一日